

解 約 通 知 書

退去時の必要事項

- ① 解約通知書は賃貸借契約書第20条及び第21条の通り、1ヶ月以上前に管理会社へ提出すること。
- ② 原状回復等は、管理会社から返還予定の敷金・保証金または追微金で行い、退出後45日以内に敷金・保証金の精算を致します。(部屋の汚れ具合等により多少遅れることもありますので予めご了承下さい)
- ③ 退去時の立ち会い点検は管理会社と乙又は乙の同居人の両者立会いの上で行います。 全ての荷物を搬出した後に、行いますので、引越が完了する日時が決まり次第、事前に退去立会いの予約のご連絡を下さい。 尚、鍵、取扱説明書等は、退去立会い当日に返還して頂きます。
- ④ 郵便物、電気、ガス、水道、電話、インターネット等の移転手続きをして下さい。
- 1 私は下記物件に入居しておりますが、 年 月 日をもって、部屋を明け渡す通知を致します。
- 2 通知後30日に満たない退去は、通知日より1ヶ月分の賃料等を支払います。
- 3 電話・電気・ガス・水道等は、私が明け渡し日までに閉栓の手続きをし、精算をします。
- 4 退去に伴う原状回復費用及び修理代等が、敷金または保証金内で足りない場合は、管理会社から指定された期日までにお支払いを致します。尚、返金がある場合は下の口座に振り込んで下さい。(※振込手数料は依頼人の負担とする。)

年 月 日	
物件名称	
賃借人 印	
退去迄の連絡先 () –	
退去後の所在地 ー	
退去後の連絡先	
【賃借人の返金先口座】	
金融機関名 支店名	
口座番号 (普・当) 名義人 (カタカナ)	
退去の理由 □ 就職 □ 結婚 □ 転勤 □ 間取りが手狭 □ 自宅購入 □ 賃料が高い □ その他()
建物の運営 管理について □ 良かった □ 普通 □ 悪い	